

延岡市リサイクル複合施設整備基本計画策定等業務委託 特記仕様書

第1章 総則

（適用）

- 第1条 本特記仕様書は、延岡市リサイクル複合施設整備基本計画策定等業務（以下、「本業務」という。）に適用する。
- 2 この特記仕様書は、設計業務共通仕様書（平成28年4月宮崎県県土整備部、以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務に適用するものとし、業務の実施に当たっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
- 3 本業務は設計図書、特記仕様書のほか下記によるものとする。
- （1）ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）（公益社団法人全国都市清掃会議）
 - （2）廃棄物コンサルタント業務の標準的内容と積算資料（案）（令和2年5月）
（一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会）
- 4 本業務の数量・規格等は、単価抜設計書に記載された内容によるものとする。
- 5 本業務における配置技術者は、契約日時点において、直接的な雇用関係を有する者であることとする。
- 6 この仕様書に明記されていない事項であっても、プロポーザルで提案された内容については、この仕様書の適用範囲として、受託者の責任において実施するものとする。

（管理技術者）

- 第2条 管理技術者は、業務の全般にわたり包括的管理を行うのに必要な経験を有し、技術士（総合技術監理部門（衛生工学―廃棄物・資源循環）又は衛生工学部門（廃棄物・資源循環））の資格を有するとともに、国や地方公共団体又はその他の公共団体において、マテリアルリサイクル推進施設に係る施設整備基本計画策定業務（ごみ焼却施設とあわせて整備するものも含む）及びPFI等導入可能性調査業務（ごみ処理施設関連）について、それぞれの業務を元請として受託し、かつ令和2年度以降に完了した業務に従事した実績を有する者とする。

（照査技術者）

- 第3条 本業務は、共通仕様書1-1-8に基づき「照査技術者及び照査の実施」を行う業務に該当するものであり、本業務における照査技術者を定めなければならない。
- 2 照査技術者は、業務の成果の内容について技術上の照査を行うのに必要な経験を有し、技術士（総合技術監理部門（衛生工学―廃棄物・資源循環）又は衛生工学部門（廃棄物・資源循環））の資格を有するとともに、国や地方公共団体又はその他の公共団体において、マテリアルリサイクル推進施設に係る施設整備基本計画策定業務（ごみ焼却施設とあわせて整備するものも含む）及びPFI等導入可能性調査業務（ごみ処理施設関連）について、それぞれの業務を元請として受託し、かつ令和2年度以降に完了した業務に従事した実績を有する者とする。

（照査の実施）

第4条 共通仕様書1-1-8でいう照査計画の策定にあたっては、照査の方法、事項について調査職員と協議のうえ作成するものとする。

2 共通仕様書1-1-8でいう業務の節目は、下記のとおりとする。

- （1）業務計画書作成時
- （2）基本条件の設定時
- （3）細部条件及び構造細目の決定時
- （4）設計計算書、設計図、数量計算書及び施工計画書等の作成時
- （5）その他、照査計画作成時において調査職員が指示した時

3 共通仕様書1-1-8に基づき実施した照査の結果については、照査報告書として成果品に含めて提出するものとする。

（担当技術者）

第5条 共通仕様書1-1-9「難易度の高い業務」とは「延岡市設計等委託業務成績評価基準 参考：採点上の補足」によるものとする。なお、これに寄りがたい場合は、業務計画書提出までに調査職員と協議するものとする。

2 担当技術者を複数人配置する場合は、業務計画書（業務組織計画）に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。

3 報告書に担当技術者一覧表をつけるものとし、その場所は業務報告書の表紙の次のページに記載する。

4 担当技術者は、業務の遂行にあたり、施設整備基本計画策定業務及びPFI等導入可能性調査業務を行うのに必要な経験を有し、担当技術者のうち主任担当技術者については、国や地方公共団体又はその他の公共団体において、マテリアルリサイクル推進施設に係る施設整備基本計画策定業務（ごみ焼却施設とあわせて整備するものも含む）及びPFI等導入可能性調査業務（ごみ処理施設関連）について、それぞれの業務を元請として受託し、かつ令和2年度以降に完了した業務に従事した実績を有する者とする。

（管理技術者等の保有資格等確認資料の提出）

第6条 受注者は、管理技術者等選任通知書（契約書様式第4号）を発注者に提出する際は、管理技術者等が設計図書で定める資格を有していること又はこれと同等の能力と経験を有していることが確認できる資料を添付するものとする。なお、管理技術者等を変更する場合も同様とする。

（履行報告書）

第7条 契約書第15条及び共通仕様書1-1-34の規定にかかわらず、当業務における履行報告書の提出は不要とする。

（設計業務等変更ガイドラインの適用）

第8条 設計図書の変更等については、土木設計業務等委託契約書第18条から第25条及び共通仕様書1-1-21から1-1-24に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続については、「設計変更ガイドライン（令和元年5月 延岡市）」によることとする。

（設計段階における「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」に基づく検討）

第 9 条 受注者は、当該設計業務の遂行にあたり、技術的な問題がある場合等を除き、県産品や県内企業の活用が可能な地産地消に資する工法について検討すること。また、建設資材については、県産品を使用した設計を原則とすること。

（成績評定）

第 10 条 本業務は、延岡市設計等委託業務成績評定要領に示す評定の対象となる業務委託である。

（業務環境改善に向けたウィークリースタンス等の推進）

第 11 条 本業務を実施するにあたり、受発注者双方は、業務環境改善に向けたウィークリースタンス等の推進実施要領（令和 4 年 4 月 1 日）の趣旨を十分理解し、業務の遂行に努めること。

第2章 業務の内容

（業務の目的）

第1条 本業務は、本市が管理する延岡市粗大ごみ処理施設及び延岡市リサイクルプラザゲン丸館（以下、「既存施設」という。）について、災害対応及び、施設の老朽化等に伴い本市が整備を計画しているリサイクル複合施設（以下、「次期施設」という。）について、以下の業務を行うことを目的とする。

- （1）施設整備基本計画策定業務
- （2）P F I 等導入可能性調査業務

（対象施設）

第2条 本業務における対象施設は以下のとおりである。

（1）延岡市粗大ごみ処理施設（既存施設）

所在地	延岡市長浜町3丁目1954番地3
処理能力	40t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
処理方式	破碎、選別
竣工年月	昭和60年3月

（2）延岡市リサイクルプラザゲン丸館（既存施設）

所在地	延岡市長浜町3丁目1954番地3
処理能力	30t/5h
	缶 4.5t/5h
	ビン 6.5t/5h
	古紙・布 19t/5h
処理対象	缶（スチール缶、アルミ缶）
	ビン（リターナブルビン、ワンウェイビン）
	古紙・布（新聞、雑誌、段ボール）
処理方式	缶 選別・圧縮
	ビン 選別
	古紙・布 圧縮、梱包
竣工年月	平成8年12月

（業務の内容）

第3条 本業務の内容は以下のとおりとする。

1）施設整備基本計画策定業務

（1）基本項目の設定

①建設目的

次期施設の整備を行う背景や役割・意義・必要性等を整理する。

②施設整備基本方針

次期施設の位置付けを明確にし、施設の整備方針を設定する。

(2) 基本条件の設定

①建設場所

次期施設の建設場所の位置を整理する。

②敷地面積

建設場所の範囲を明記し、敷地面積等を整理する。

③敷地条件

ア) 地理的条件

敷地形状、周辺状況、計画地盤高、電波伝搬路、高度規制、地域開発事業、地質等について整理する。

イ) 法規制条件

次期施設の建設に際して遵守すべき関係法令等を整理する。

ウ) 都市計画事項

用途地域、建ぺい率、容積率、防火地区指定等について調査する。また、以下に示す敷地周辺設備（ユーティリティ条件）の取り扱い、引き込み位置、放流位置等を整理する。

- ・生活用水、プラント用水
- ・プラント排水、生活排水、雨水排水
- ・電気
- ・燃料
- ・通信（電話、インターネット回線）

④処理対象物

ア) 計画ごみ量

次期施設の処理対象物の種類及び量を検討する。計画処理量は、一般廃棄物処理基本計画に基づくものとする。

イ) 計画ごみ質

次期施設の計画ごみ質（種類組成、単位体積重量、可燃分・不燃分・資源物の割合等）を設定する。

⑤施設規模

計画ごみ量、年間稼働日数、運転時間、月変動係数を踏まえ、次期施設の施設規模を設定する。

⑥搬入出条件

ア) ごみ搬入条件

処理対象物の搬入方法、搬入頻度、搬入経路、使用車両の形式及び台数、搬入時間帯等を検討する。

イ) 搬出車両条件

資源物、残渣等の搬出等の搬出形態及び搬出車両条件を検討する。

ウ) その他車両条件

各種薬品や用役等の搬入等、各種車両の搬入形態を検討する。

⑦品質条件

破碎物の純度及び回収率等を設定する。

(3) 公害防止目標値の設定

騒音、振動、悪臭、放流水、粉じん等の公害防止基準値を設定する。

(4) 処理方式の設定

近年の技術動向等を踏まえ、次期施設の処理方式を検討する。

(5) 処理残渣の処理計画

次期施設で発生する可燃残渣、不燃残渣及び処理不適物等の処理方法を検討する。

(6) 施設配置計画

①建物配置

主要な建屋（工場棟、計量棟、ストックヤード棟等）の配置計画を行う。

②車両動線計画

収集運搬車両、直接搬入車両、資源物及び処理残渣などの搬出車両、薬品等の搬入車両、管理職員や見学者車両、メンテナンス車両等の動線計画を検討する。

(7) プラント計画

①基本方針

施設の運転管理、日常の維持管理及び将来の設備更新を考慮し、機器構成、安全対策、火災対策及び地震対策等を検討する。

②プラント設備計画

プラント設備の形式、数量及び設計上の留意事項等を検討する。

(8) 土木建築計画

①基本方針

施設の機能、施設の意匠・デザイン、大規模災害、見学者への配慮事項及び将来の設備更新のための対策等を検討する。

②工場棟計画

工場棟の構造計画、平面計画等を検討する。

③管理棟

管理棟の構造計画、平面計画等を検討する。

④外構計画

搬入車両の総数及びピーク時の台数、時間ごとの搬入台数等を考慮した道路幅員や計量棟への待機長、周回道路等を踏まえ、構内道路計画を検討する。また、駐車場計画、門扉及び囲障、構内植栽計画及び雨水排除計画についても検討する。

(9) 施工計画

①工事中の公害防止

工事中の公害防止について、建設場所における法的要求事項及びその対応策を検討する。想

定する対応策は、以下のとおりである。

- ・ 低騒音・低振動対策
- ・ 工事車両による周辺道路の汚れ防止対策
- ・ 工事排水の対策
- ・ 地下水位低下対策
- ・ その他必要な事項

②関連工事との調整

本工事と関連のある工事が同時に施工される場合は、取り合い点、工程の調整等について検討する。

③住民対応

次期施設に関する住民説明会の資料（施設のイメージパース１カットを含む）を作成する。

（１０）運転・管理計画

施設運転条件（年間運転日数、稼働時間等）、工場運営組織（直営、委託、人員数等）を検討する。

（１１）事業工程

①事業発注段階

建設工事の契約までに必要な調査・計画・設計等の業務工程を検討する。

②設計・建設及び運営維持管理段階

建設工事の事業契約から竣工引渡し、運営維持管理までの全体工程を検討する。

（１２）財源計画

次期施設の建設及び運営・維持管理に要する概算費用、建設費の年度別の財源内訳等を検討する。

（１３）パブリックコメント対応

施設整備基本計画（案）については、本市にてパブリックコメント（意見募集）を実施するため、回答案の作成に協力するとともに、必要に応じて施設整備基本計画（案）の見直しを実施する。

（１４）関係機関との協議対応

本業務の遂行に当たり必要となる関係機関との協議に際して、その協議資料の作成を行い、その結果を関係する計画・設計等に反映させる。

2) P F I 等導入可能性調査業務

(1) 導入が想定される事業方式の概要整理

マテリアルリサイクル推進施設の整備・運営に際して導入が想定される事業方式（公設公営方式、D B O方式、P F I方式等）の概要を整理する。

(2) 事業方式の評価

①事業範囲の検討

当該事業の事業範囲の検討を行う。

②事業で想定される事業方針の抽出と公共及び民間の役割分担の検討

想定される事業方式を抽出すると同時に、公共及び民間の役割分担のあり方について検討する。

③法的課題の整理

廃棄物処理法、地方自治法等現行の法制度を踏まえ、本事業をP F I等手法により実施した場合の課題を整理する。

④支援措置の検討

公的な補助（交付金）、税制上の支援や土地の無償貸与、金融上の支援措置、民間事業者の応募意欲を高め、事業採算性を向上するための支援措置について検討する。

(3) 各事業方式における前提条件の設定

前項で抽出した各事業方式の建設費、維持管理費を設定する。

マテリアルリサイクル推進施設整備・運営にP F I方式等を導入する場合の法的課題を整理する。

(4) 事業化シミュレーション（V F Mの評価）

①財務シミュレーション

前提条件を踏まえ、事業方式ごとに建設、維持管理費を主なコスト対象としたシミュレーションを行い、ライフサイクルコスト（建設費及び運営費）の算出、及び資金の内訳（国庫補助、起債、自主財源等）を明らかにする。

②V F M (Value For Money) の評価

上記までの検討結果を踏まえ、各事業方式で期待される、VFM (Value For Money : 事業のライフサイクルにおける費用と効果の最適な組み合わせ) による財政支援の削減効果を算出する。

(5) 市場調査 (6) 民間事業者の参加意向等の把握

本事業の事業概要書を提示し、アンケートやプロポーザルで提案された内容により、民間事業者の参加意向等を把握する。

(7) 事業実施にあたっての課題整理

前項で抽出した事業方式により事業を実施する場合のスケジュール（案）及び課題等について整理する。

(成果品)

第4条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 施設整備基本計画 (A4版レザック製本) | 5部 |
| (2) 施設整備基本計画 (概要版) | 20部 |
| (3) イメージパス (A3版) | 1部 |
| (4) PFI等導入可能性調査報告書 (A4版レザック製本) | 5部 |
| (5) PFI等導入可能性調査報告書 (概要版) | 20部 |
| (6) 業務報告書 (A4版) | 各2部 |
| (7) 上記電子データ (CD-R等) | 1式 |